

総合支援資金【生活支援費】

(新型コロナウイルス感染症特例)のご案内

本資金は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対する貸付です。

(ただし、既に当会及び他の都道府県社会福祉協議会でこの「総合支援資金【生活支援費】(新型コロナウイルス感染症特例)」を借りられている世帯は対象外です。)

貸付上限 (単身世帯) 月 15 万円以内

(複数世帯) 月 20 万円以内

貸付期間 原則 3 カ月以内

- 利子 無利子
- 据置期間 1 年以内
- 償還期間 10 年 (120 回払い) 以内
- 連帯保証人 不要

※ただし、償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

担当者不在の場合もありますので、まずは裏面の相談窓口までご連絡ください。

■ 対象

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を利用し、その支援を継続して受ける世帯
(外国籍の方は在留資格が特別永住者・永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等に限る)

■ 申込み先 住民票と住所地の一致するお住いの市区町村社会福祉協議会

■ 申込みに際して必要な書類等

〔ご本人にご用意いただくもの〕 ※詳細は裏面をご覧ください。

- ① 本人確認書類
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入減少又は失業したことが確認できる書類
- ③ 印鑑 ④ 住民票 ⑤ 雇用施策利用状況確認票

〔市区町村社会福祉協議会でご記入いただくもの〕

- ⑤ 借入申込書 兼 同意書 ⑥ その他 大阪府社会福祉協議会が指定する書類

■ 貸付契約と資金交付

貸付が決定した方は、生活福祉資金(総合支援資金)借用書(以下、借用書)により貸付契約を締結します。貸付決定通知と一緒に送付される借用書に必要事項を記入し、実印を押印(印鑑証明書添付)のうえ、市区町村社協の窓口に提出してください。同時に、償還のための口座振替依頼書(金融機関のお届け印を押印)も提出していただきます。

貸付金を受ける振込口座は借用書裏面の『借受人指定の金融機関等口座』欄に記入して下さい。

■ 償還について

原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還が始まるのは据置期間経過後(0~12ヶ月)です。

■ 貸付できない世帯

- 生活保護受給中の世帯 この特例による貸付をすでに大阪府及び他都道府県で借りている世帯
- 借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合 破産申立手続など法的整理中の方がいる世帯
- 生活福祉資金等の公的な貸付を受け、延滞及び猶予等している者がいる世帯、および元世帯員
- 自営業の方 現に公的給付を受給中の方(年金を除く)

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 中央区谷町7-4-15 Tel 06-6762-9474

ご本人様にご用意いただくもの

①本人確認書類	運転免許証、マイナンバーカード等 ※顔写真の無い書類、及びパスポートは2点確認をさせていただきます。
②新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が減収していることが確認できる書類	(減収の場合) 直近6ヶ月分の給与明細、または給与の振り込まれている口座の通帳(最終月が減収となっていること) (失業の場合) 離職票、退職時の源泉徴収票 上記がご用意できない場合は、休業又は減収されたことを確認できるもの
③印鑑	シャチハタ不可。 朱肉を付けて押印するものをご用意ください。
④住民票	世帯員全員記載、続柄明記されていること。 外国籍のかたは在留資格・期間が記載されていること。 ※マイナンバーは記載しないでください。
⑤雇用施策利用確認票	ハローワークでお受け取りください。

※その他必要に応じて大阪府社会福祉協議会より追加で書類を求める場合がございます。

新型コロナウイルス感染症との関係など個別に事情を聞き取り、貸付判断を行います。
審査により貸付金額の減額又は貸付を行わないことがあります。
また、虚偽の申請や不正な手段により貸付をうけた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

○申込・受付窓口

社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会

住所 大阪市住之江区御崎4-6-10

電話 06-6686-2311

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 中央区谷町7-4-15 Tel 06-6762-9474